

ID: 1115

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	療養介護医療費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第70条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第70条第1項の規定による。 (療養介護医療費の支給) 第70条 市町村は、介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者が、支給決定の有効期間内において、指定障害福祉サービス事業者等から当該指定に係る療養介護医療を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日